

函 教 ス

令和7年(2025年)4月25日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会生涯学習部長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 緑の島スケートボードエリアの利用開始について

(スポーツ振興課 TEL 21-3474)

緑の島スケートボードエリアの利用開始について

1 目的

市民の方々に広くアーバンスポーツを知っていただき、スケートボードを気軽に楽しむ機会を増やすとともに、スケートボードに関する潜在的なニーズ等について調査するため、緑の島イベント広場内に、スケートボードエリアを暫定設置します。

2 利用開始日時等

日時：令和7年5月1日（木） 10：00～

場所：緑の島イベント広場（別紙1参照）

3 今年度の利用期間および時間

- ・令和7年5月1日（木）～9月30日（火）

9：00～19：30

※5月1日（木）のみ10：00～

- ・令和7年10月1日（水）～11月3日（月・祝）

9：00～16：30

※緑の島でイベントが開催される場合や雨天時の利用は不可とする。

利用可能スケジュールについては、スポーツ振興課HP等で周知予定。

4 エリア利用料

無料

5 利用ルールおよび禁止行為について

別紙2参照

6 セクション設置イメージ

別紙3参照

7 その他

- ・毎月2回程度、利用者アンケートを実施予定。

大町緑地（緑の島）

使用箇所平面図



※外周路 1周約1100m

名 称	大町緑地（緑の島）
所 在 地	—
使用面積	約1,500㎡
使用目的	暫定スケートボードエリア開設
利用期間	令和7年5月1日～令和7年11月3日

緑の島スケートボードエリアのご利用にあたって

このエリアはスケートボードのほかBMX、MTBが利用できます

おねがい

- ・無理をせず、自分のレベルにあった利用をしてください。
- ・危険防止のため、衣服の着用をお願いします。
- ・利用時のケガ等を補償する個人賠償責任保険等への加入を推奨します。
- ・小学生以下の利用は、成人の付き添いが必要です。
- ・小学生以下の利用者は、ヘルメットとプロテクターを着用してください。
- ・中学生以上の利用者も、身体を守るためにヘルメットとプロテクターの着用を推奨します。
- ・セクションを破損させた場合は、修理費を実費でいただくことがあります。
- ・ゴミ等は必ず持ち帰ってください。
- ・重大な事故が発生した場合は、速やかに救急車(119番)を呼び、管理者に連絡してください。

禁止事項

- ・道路・駐車場での滑走。
- ・エリア内での喫煙、飲酒、火気の利用。
- ・スピーカーで大音量を出す行為や大声で叫ぶこと。
- ・ヘッドフォン等を使用し、周囲の音が聞こえない状態で滑走すること。
- ・セクションやスペースを長時間にわたり占有すること。
- ・雨天時や路面が濡れている、凍っている場合の滑走。
- ・エリアに設置しているもの以外のセクションの持ち込み。
- ・落書き・ステッカーを貼る行為。
- ・他の利用者等に迷惑をかける行為。

◆利用期間および時間 5月 1日～ 9月30日 9:00～19:30
 10月 1日～11月 3日 9:00～16:30 ※利用時間を守ってください。

エリア内での事故・ケガ・利用者間のトラブル等については、一切責任を負いません。

※ルールを守らない状況が続く場合は、利用可能な期間中であっても、エリアを閉鎖する場合がございますので、お互いにルールとマナーを守り、楽しく利用してください。

管理者：函館市教育委員会
 生涯学習部スポーツ振興課
 TEL：0138-21-3474
 問合せ先：函館アーバンスポーツ協会
 TEL：0138-85-6144

緑の島スケートボードエリア全景イメージ図

別紙 3

